

2023 年度事業計画

基本方針

訪問看護を必要とする方に必要な看護を提供することにより、在宅療養者やその家族が、住み慣れた地域で、尊厳を保ちながら、自立した生活を安心して送れることを目指す。そのために訪問看護の安定的な供給の確保と質の向上を図り、訪問看護師が生き生きと働けるような環境の整備に向けて事業者の支援を行う。

また、高齢者数がピークとなり、生産年齢人口も減少し続ける 2040 年を見据え、地域住民や地域の多様な主体が参画する地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築を推進し、重症化や多様化・複雑化する訪問看護のニーズに効果的・効率的に対応できる体制の整備や地域で働く訪問看護師の支援を行う。

これらの実現に向けて「訪問看護アクションプラン 2025」に基づき、他機関・多職種・住民と連携・協働して訪問看護の推進を図る。

2023 年度重点項目

1. 2024 年の診療報酬及び介護報酬の改定に向けて、訪問看護ステーションの実態把握を行い、2040 年の医療介護の需要見込みや人口構造の変化も見据えて、制度的・実践的・俯瞰的に検討し、厚生労働省や関係機関へ要望や政策提言を行う。
2. 訪問看護の質の向上に向けて、小児看護・精神看護及び特定行為研修を修了した看護師等による専門性の高い看護の推進、訪問看護ステーションの ICT 活用促進、地域における多職種連携の推進のための支援を行う。
3. 訪問看護師の人材確保に向けて、訪問看護師の離職防止や定着できる労働環境の整備や安全管理等、事業所体制の改善のための支援を行う。

具体的な事業計画

1. 会議の開催予定

1) 理事会	4回
2) 総会	2回
3) 運営委員会	4回
4) 訪問看護推進委員会	4回
・小児訪問看護推進検討部会	3回
・事業所自己評価ガイドライン普及・活用促進部会	3回
・訪問看護における報酬改定要望に関するプロジェクト	3回
・訪問看護 ICT 化プロジェクト	2回
・精神科訪問看護検討部会	3回
5) 研究委員会	2回
6) 研修委員会	3回
7) 広報・編集委員会	3回
8) 研究倫理審査委員会	適宜

2. 訪問看護推進事業

1. 訪問看護事業の推進と質の向上に取り組む。【重点項目1、2、3】
 - 1) 訪問看護ステーションの質の確保と安定的な事業運営のために、時代に応じた訪問看護の方向性について検討し、訪問看護のあるべき姿を示す。
 - 2) 診療報酬・介護報酬に関する各種調査に基づき、次の報酬改定（2024年診療報酬&介護報酬）に向けて、厚生労働省や関係機関への要望や政策提言を行う。
 - 3) 訪問看護ステーションの事業継続や訪問看護師が働き続けられる環境整備のために、以下の支援を継続する。
 - ・安全管理（ハラスメント含む）に関する情報提供や要望
 - ・災害や新興・再興感染症に対応するための BCP 作成支援
 - ・労働環境改善や人材確保のための情報収集と情報提供
 - 4) 認知症対応に関する厚生労働省の事業への協力、訪問看護事業所への情報提供や周知を行うことで、「共生」と「予防」に焦点を当てた訪問看護を提供するための支援を行う。
2. 「地域包括ケアシステム」および「地域共生社会」の構築に係る多職種連携を推進するために、以下を実施する。【重点項目2】
 - ・前年度に実施した研究事業の成果を周知する。
 - ・障がい者に対して訪問看護ができる支援について検討し、情報提供する。

3. 訪問看護事業所が質向上のための自己評価を積極的に実施できるよう、訪問看護推進委員会の下、事業所自己評価ガイドライン普及促進部会を中心に取り組む。【重点項目2】
 - 1) e-learning 教材を活用し、「訪問看護ステーションにおける事業所自己評価のガイドライン」の普及・活用促進と「自己評価 Web システム」の参加促進を図る。
 - 2) 訪問看護の質向上のために事業所自己評価ガイドラインを活用する方策を提示するとともに、それらについて普及できる講師人材を育成する。
4. 効率的・効果的で安全な訪問看護の提供と多職種との情報共有を推進するために、訪問看護における ICT 活用促進への支援を行う。【重点項目2】
 - 1) ICT 活用による様々な業務の効率化、地域連携の取り組み事例について情報発信し、各訪問看護ステーションの ICT 化促進を支援する。
 - 2) 先進的な機器（AI、ロボット、エコー等）を活用した訪問看護に関する情報提供を行う。
 - 3) 訪問看護の効果を示すエビデンスの蓄積を目的として、訪問看護のデータベース化に関する検討会や意見交換の場に積極的に参画する。
5. 訪問看護ステーションにおいて「看護師の特定行為に係る研修制度」受講を促進し、安全・効果的に活動するための支援を行う。【重点項目2】
 - 1) 訪問看護師の受講促進のために、ポータルサイトを紹介するとともにリーフレットや動画を作成し、様々な場で特定行為研修とその効果について周知・啓発をする。
 - 2) 研修修了者の活動状況やその効果、研修修了者が安全・効果的に活動でき、利用者へのケアを提供できるための方策を検討し、情報提供する。
6. 小児訪問看護の量的拡大及び質的向上を推進するために、訪問看護推進委員会の下、小児訪問看護推進検討部会を中心に、以下について取り組む。【重点項目2】
 - 1) 小児訪問看護の量的拡大や質的向上に関する最新の情報や動向等を発信する。
 - 2) 医療的ケア児への訪問看護の推進に関する検討を行い、要望や政策提言につなげる。
 - 3) 当協会が開発した研修プログラム（座学・同行訪問・実習等）を都道府県協議会で実施するための支援をする。
7. 精神科訪問看護の質の向上に取り組む。【重点項目2】
 - 1) 精神科訪問看護の実態把握を行う。
 - 2) 質の高い精神科訪問看護を提供するための方策を検討する。
 - 3) 電話によるコンサルテーションを実施する。

8. 訪問看護が地域包括ケアシステムの構築に積極的に参画できるよう、都道府県訪問看護ステーション協議会等を支援する。
 - 1) 在宅医療関連講師人材養成研修会受講修了者の役割の周知や活用促進等、地域での活動支援を継続する。
 - 2) 都道府県訪問看護ステーション協議会及びそのブロック毎の交流会を支援する。
 - 3) 各都道府県における訪問看護総合支援センター（看護協会）との連携や協働について情報共有する。
9. 2040 年を展望し、訪問看護事業だけでなく、幅広い視野で地域全体やサービスのあり方を検討する。
 - 1) 「訪問看護アクションプラン 2025」の最終評価をもとに 2040 年度版を検討する。
 - 2) アクションプランの実現に向けて、日本看護協会及び日本訪問看護財団と訪問看護推進連携会議で検討する。

3. 研究・委託事業

- 1) 厚生労働省老人保健健康増進等事業
研究課題：関係者等と協議検討中
- 2) 厚生労働省社会福祉推進事業
研究課題：関係者等と協議検討中
- 3) 厚生労働省障害者総合福祉推進事業
研究課題：関係者等と協議検討中
- 4) 厚生労働省医政局委託事業
委託：関係者等と協議検討中
- 5) 全国訪問看護事業協会自主研究事業
 - ①在宅における事故報告システムのあり方に関する調査研究事業
 - ②訪問看護管理者研修の体系化に関する研究事業
(現管理者研修を体系的に整理するとともに、事業協会独自の認定等について検討する。)
 - ③一般公募による研究助成事業
 - ④その他、研究委員会で検討する

4. 研修事業

今年度の重点項目である訪問看護の質の維持及び向上につながる研修の周知と参加を促す。研修方法については、地方からも参加しやすいオンデマンド研修を継続するが、演習等の研修では参集型やハイブリッド型研修も増やし、訪問看護の質を高めることができる研修とする。また、訪問看護を取り巻く環境は多種多様となり、訪問看護事業所や管理者に求められる役割はよりハイレベルとなっていることを踏まえ、管理者研修を体系的に学びやすいようプログラムを再構築する。

5. 情報提供事業

- 1) 実務相談(毎週水曜日 13:00~17:00)
* 報酬改定前後など、相談件数が多い場合は、適宜回数を増やす
- 2) 会員へのメール配信による情報提供の実施。さらに、活用方法を検討して実施する。
- 3) 最新情報の郵送・FAX 通信・WEB 掲載
- 4) ホームページ内容の更新・会員ページ内容の充実
- 5) 会員の安全確保の観点から、訪問看護事業共済会で取り扱う「訪問看護師賠償責任保険」や「クレームサポート補償」など、様々な保障制度の情報提供を行う。
- 6) その他、各種相談対応や訪問看護事業に関する情報提供を行う。

6. 広報出版事業

- 1) 訪問看護ステーションニュース(年6回)の発行
- 2) 訪問看護ステーションパンフレット・ポスターの発行、販売
- 3) 「喀痰吸引・経管栄養における看護と介護との連携の概要」の販売促進
- 4) 「訪問看護実務相談Q&A」の改訂、販売促進
- 5) 「ナースのための退院調整」の販売促進
- 6) 「事故事例から学ぶ訪問看護の安全対策」の販売促進
- 7) 「訪問看護ステーションの災害対策」の販売促進
- 8) 「ここから始める訪問看護ステーションの開設・運営ガイド」の販売促進
- 9) 「新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」の販売促進
- 10) 「明日からできる訪問看護管理(改訂2版)」の販売促進
- 11) 「わかる・できる・使える 訪問看護のための ICT~ケアの質向上/業務の効率化/他職種連携~」の販売促進
- 12) 「訪問看護・介護事業所必携! 暴力・ハラスメントの予防と対応~スタッフが安心・安全に働くために~」の販売促進
- 13) 「精神科訪問看護研修テキスト」の販売促進
- 14) 「訪問看護が支える 在宅ターミナルケア第2版」の販売促進
- 15) 出版社等からの原稿依頼対応
- 16) 研究成果物等書籍の発行

7. 関係団体との連携

- ・ 厚生労働省及び関係団体が開催する会議等への委員の派遣、連携、協力
- ・ 関係団体との連携推進(多職種、他機関及び関連団体と懇談会等)
日本医師会
日本看護協会

日本訪問看護財団
日本精神科看護協会
日本在宅ケアアライアンス
はばたき福祉事業団
理学療法士等の諸団体 等

- ・ 訪問看護推進連携会議開催（日本看護協会・日本訪問看護財団と共同）
- ・ 都道府県訪問看護ステーション協議会との連携強化
- ・ 都道府県訪問看護ステーション協議会交流会の開催
- ・ 海外からの視察要請への対応

8. 災害発生時の復興支援

大災害発生時は、関係する情報を収集し訪問看護事業所に発信するとともに、種々の相談・支援を行う。

9. 組織強化・会員の拡大

新規開設事業者や未入会事業者の入会を促進し、当協会の組織率を高め、会員と共に訪問看護事業や関連事業の質の向上を図る。